

公益財団法人広島県スポーツ協会 評議員選定委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第5章第16条に基づいて設置された、評議員選定委員会に関することを定める。

(任 務)

第2条 この委員会は、本会の評議員の選任及び解任を審議、決定する。

(委 員)

第3条 評議員選定委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委 員 4名

2 委員は、本会の評議員、監事、事務局員及び外部の学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

4 委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

また、辞任又は任期満了においても、前項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(招 集)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(評議員名簿及び議事録)

第5条 委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が署名押印の上、理事会及び評議員会に報告する。

(本規程の変更)

第6条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1 この規程は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。